

(事業場番号:)

主任技術者選任又は解任届出書

令和 年 月 日

関東東北産業保安監督部長 殿

(〒330-9715)

住 所 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1

氏 名 電力安全株式会社

代表取締役 関東一郎

(法人番号:)

次のとおり主任技術者の選任又は解任をしたので、電気事業法第43条第3項の規定により届け出ます。

主任技術者を選任又は解任した事業場の名称及び所在地		電力安全株式会社 さいたま事務所 (〒330-0081) 埼玉県さいたま市中央区新都心2-2
選任した主任技術者	氏名及び生年月日	産業 二郎 1981年11月5日
	住 所	埼玉県さいたま市中央区新都心3-3
	主任技術者免状の種類及び番号	第1種電気主任技術者免状 第55-5555号
	主任技術者が主任技術者の職務以外の職務を行っているときは、その職務の内容	・記載のポイント →主任技術者がどの会社に所属しているか明記する。 →上記事業場に常時勤務しているか否か明記する。 (※P3に記載例あり)
	主任技術者の監督に係る電気工 作 物 の 概 要	需要設備 ・受電電圧 6.6kV ・最大電力 600kW ・供給変電所 大宮桜木変電所 非常用予備発電装置 ・発電連圧 200V ・発電出力 100kW ・台数2台
	選 任 年 月 日	2021年1月1日
解任した主任技術者	氏名及び生年月日	保安 三郎 1987年1月22日
	住 所	埼玉県さいたま市中央区新都心4-4
	主任技術者免状の種類及び番号	第2種電気主任技術者免状 第66-6666号
	解 任 年 月 日	2021年1月1日

(備考)1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

みなし設置者からの届出になるため
本来設置者は括弧で囲んでください。

様式第46

(別紙2)

(事業場番号:)

主任技術者選任又は解任届出書

令和 年 月 日

関東東北産業保安監督部長 殿

本来設置者 住所 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1
氏名 電力安全株式会社
代表取締役 関東一郎
(〒330-0081)

みなし設置者 住所 埼玉県さいたま市中央区新都心5-5
氏名 産業保安監督株式会社
代表取締役 産業一郎
(法人番号:)

次のとおり主任技術者の選任又は解任をしたので、電気事業法第43条第3項の規定により届け出ます。

主任技術者を選任又は解任した事業場の名称及び所在地	電力安全株式会社 さいたま事務所 (〒330-0081) 埼玉県さいたま市中央区新都心2-2
選任した主任技術者	氏名及び生年月日 産業 二郎 1981年11月5日
	住所 埼玉県さいたま市中央区新都心3-3
	主任技術者免状の種類及び番号 第1種電気主任技術者免状 第55-5555号
	主任技術者が主任技術者の職務以外の職務を行っているときは、その職務の内容 ・記載のポイント →主任技術者がどの会社に所属しているか明記する。 →上記事業場に常時勤務しているか否か明記する。
	主任技術者の監督に係る電気工場の概要 需要設備 ・受電電圧 6.6kV ・最大電力 600kW ・供給変電所 大宮桜木変電所 非常用予備発電装置 ・発電連圧 200V ・発電出力 100kW ・台数2台
選任年月日	2021年1月1日
解任した主任技術者	氏名及び生年月日 保安 三郎 1987年1月22日
	住所 埼玉県さいたま市中央区新都心4-4
	主任技術者免状の種類及び番号 第2種電気主任技術者免状 第66-6666号
	解任年月日

(備考)1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

「主任技術者が主任技術者の職務以外の職務を行っているときは、その職務の内容」記載例

●自社で主任技術者を専任する場合。

「当人は株式会社〇〇〇〇の社員であり、当事業場に常時勤務し設備管理業務を行う。」

●管理会社から主任技術者を専任する場合。

「当人は株式会社□□□□の社員であり、建物設備管理委託契約に基づき、当事業場に常時勤務し設備管理業務を行う。」

●主任技術者を兼務させる場合。

「当人は株式会社〇〇〇〇の社員であり、当事業場に近接する△△△事務所に常時勤務し、『主任技術者の執務に関する説明書』のとおり業務を行う。」

※兼務させる場合は『主任技術者の執務に関する説明書』の提出も必要です。

※なお、以下の事業場では主任技術者を兼務させることは出来ませんのでご注意ください。

- ・特別高圧で受電する事業場。
- ・最大電力が2000kw以上の事業場。
- ・管理会社等から主任技術者を専任する事業場。

兼務について

既に選任されている事業場は無いが、常時勤務する事業場とは別の事業場の主任技術者として選任される形態。